

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の、昭和54年4月から55年3月までの期間及び59年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 昭和59年10月から60年3月まで

私は、A県職員の夫と結婚後、生活が安定してきたことを契機に国民年金に任意加入した。

当時は、家計に困窮することも無く、また、私は、祖父のB社を手伝っており、収入も少し得ていたので、国民年金保険料もいつも数か月分まとめて納めていた。

国民年金に対する納付意識は高かったと自負しており、送られて来た納付書については必ず納めていたので、未納期間があったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C市及びD市の国民年金被保険者名簿により、C市の住民であった申立人が、昭和53年8月28日にD市に転出し、同年9月14日に再びC市に転入したという記載が確認できるが、申立人自身がこの点について、「夫はD市に単身赴任していたものの、自分はC市から転居した事実は無い。」と供述している上、申立人は、51年に自宅を新築していること、及びD市への転出からC市に再転入するまでの期間が極端に短いことから、申立人の供述どおり、実際には引き続きC市に居住しており、大きな生活状況の変化は無かったものと考えられる。

また、上記の申立人の住所異動が両市の記録から確認できる昭和53年度については、申立人の国民年金保険料の納付が確認できるが、申立期間①の54年度については、C市の国民年金被保険者名簿が存在しないことから、現年度国民年金保険料の納付書が申立人の手元に届いた可能性は低いもの

と考えられる。

しかし、昭和 55 年度の C 市の国民年金被保険者名簿により、昭和 55 年 4 月の保険料が、同年 7 月 8 日に納付されていることが確認でき、申立期間①については、申立人の住所記録が整備された上で、社会保険事務所（当時）から過年度保険料として、当該期間に係る納付書が送付されていたことが推認できることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立期間当時は家計にも余裕があり、保険料はいつもまとめて納付していたと供述しているところ、D 市及び 55 年度以降の C 市の国民年金被保険者名簿により、半年間及び 1 年間の保険料をまとめて納付している状況が確認できることから、申立人は、申立期間①の保険料を納付していたものと考えられる。

- 2 申立期間②については、オンライン記録により、社会保険事務所は、申立人に昭和 60 年 11 月 7 日付けで過年度納付書を送付していることが確認でき、申立人は当該期間の保険料を納付できる状況であったと考えられる上、申立期間②の前後の期間は納付済期間であり、申立人に生活上の大きな変化はなかったことから、申立人は申立期間②の保険料を納付したものと認められる。
- 3 申立期間①は 12 か月、申立期間②は 6 か月といずれも短期間である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から60年3月まで
② 平成3年8月から4年3月まで

私は、昭和59年7月ごろに、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していた。また、申立期間②については、私が、自分の国民年金の再加入手続及び妻の被保険者種別変更手続を行ったが、夫婦共に保険料の免除申請を行った記憶は無く、妻がC銀行D支店（現在は、E銀行F支店）で夫婦二人分の保険料を毎月併せて納付してくれていたはずである。

申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺の国民年金被保険者の加入状況調査により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和59年7月ごろに払い出されたことが認められることから、そのころに、申立人はA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立期間①内の昭和59年12月30日にA市B区内で転居したことが認められ、申立人は、国民年金の加入手続を行ったものと推認される同年7月以降も、国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが確認できる上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人について、60年4月1日に同市B区内の転居に伴う国民年金の住所変更処理がされていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、同年11月7日に、未納であった申立期間①に

係る国民年金保険料の過年度納付書を転居先の申立人に送付したものと推認できる。

さらに、申立期間①は9か月と短期間であることから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間②に係る申立人の国民年金の再加入手続及びその妻の被保険者種別変更手続について、i) 申立人及びその妻が所持する年金手帳により、平成3年9月19日に、夫婦一緒にA市G区役所で国民年金の資格取得日(平成3年8月21日)が同年金手帳に記載されたことが確認できること、ii) オンライン記録により、申立人の妻について、3年10月24日に、夫である申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失(平成3年8月21日付け)に伴う国民年金第3号被保険者の資格喪失処理が行われていることが確認できることから、そのころに、申立人は、夫婦に係る国民年金の手続を行ったものと推認できる。

また、オンライン記録により、申立人が、夫婦に係る国民年金の手続を行ったものと推認される平成3年9月に、申立期間②に係る国民年金保険料の免除申請を行い、夫婦共に同年10月に保険料の免除承認処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立期間②について、夫婦共に国民年金保険料の申請免除期間である上、申立人は、「申立期間②に係る国民年金の再加入手続を行うに当たり、記憶は明確でないが、離職したことを証明するために雇用保険の離職票を持参したかもしれない。また、当時、子供が病気のため通院しており、国から医療費の助成を受けていた。」と供述していることから、申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行った可能性を否定できない。

加えて、申立期間②について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間についても以前と同様に役場から送付された納付書で国民年金保険料を定期的に納付していたはずである。

未納がある場合、本人への連絡や自宅への集金もあると聞いているが、そのような事実は無かったので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 10 月*日に厚生年金保険被保険者である夫と婚姻し、同日付けで国民年金の任意加入被保険者となっているが、マイクロフィルムにより、同日から 46 年 3 月までの期間については、任意加入被保険者は対象外である国民年金保険料法定免除に該当しており、50 年 7 月に当該期間の国民年金保険料が追納により納付されていることが確認できる。

また、昭和 47 年 4 月 1 日付けで再交付された国民年金手帳が申立人の旧姓のまま発行されているほか、当該手帳の昭和 47 年度の印紙検認記録欄に国民年金保険料の法定免除に該当していることを示す表示があり、当該期間の保険料は、追納による納付のみが可能であるところ、マイクロフィルムにより、追納以外の方法で納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の昭和 57 年 4 月の国民年金保険料について、マイクロフィルムには、57 年 7 月に納付された旨の表示があるところ、オンライン記録では、平成 13 年 6 月 7 日付けで納付記録追加処理が行われるまで未納とされていたことが確認できる等、行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間における未納期間が無

いほか、申立期間当時、申立人の経済状態に大きな変化は見受けられず、国民年金任意加入の資格喪失申出書を提出する特段の理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1487

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで

私は、昭和46年の夏ごろにA市から国民年金手帳と国民年金保険料の納付書が届いたので、同市B地区の信用金庫で納付したことを記憶している。

翌年からは送付されて来た納付書により、毎年6月及び12月の2回に分けて保険料を納付してきたはずなのに、昭和47年4月から50年9月までの期間は免除期間とされている。申立期間は、間違いなく保険料を納付していたはずなので、正しい納付記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断理由

1 申立人は、自分で国民年金の加入手続をした記憶が無いとしており、社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の当該手帳記号番号の払出年月日を確認したところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月12日に払い出されていることが確認できたことから、その当時、A市において、未加入者に対し強制付番された可能性が考えられる。

2 申立人は、昭和46年の夏ごろにA市から国民年金手帳と国民年金保険料の納付書が届いたため、同市B地区の信用金庫で納付した上、47年から50年までの期間については、送付された納付書により、同信用金庫で保険料を納付していたとしており、これについて、同市では、i) 申立期間当時、信用金庫等の金融機関において、国民年金保険料の納付は可能であったこと、ii) 同市の納付書方式は46年からであること、iii) 46年当時、国民年金手帳が発行された時点では、同手帳と共に現年度納付書も併せて送付された可

可能性があること、iv) 昭和 45 年度分（過年度保険料 4 か月）の過年度保険料については、社会保険事務所から別途納付書が送付された可能性が高いと考えられることなどの回答をしている。

また、A 年金事務所では、昭和 45 年度の過年度納付書について、「申立人から希望しなければ、過年度納付書が昭和 46 年度中に発行されることは考え難いものの、47 年度であれば、社会保険事務所側で気が付いて過年度納付書を送付した可能性も考えられる。」旨回答していることなどから、申立人が A 市及び社会保険事務所から送付された納付書により、同市 B 地区の信用金庫で国民年金保険料を納付した可能性は否定できない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年度から 50 年度までの期間の国民年金保険料は、申立人と同居していた兄のボーナス支給月である 6 月及び 12 月に B 地区の信用金庫で納付していたとしていることから、その兄から聴取したところ、その兄が記憶する当時の保険料納付状況は、申立人の主張する内容と一致しており、申立人の供述には信憑性がある。

- 3 オンライン記録では、申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 9 月までの期間については、免除申請期間と記録されているが、社会保険事務所には、保管されているべき特殊台帳（マイクロフィルム）が無く、申立期間当時の国民年金保険料の免除申請については、必要書類に記入した上、年度ごとに提出する必要があるところ、申立人は複数年にわたり毎回免除申請手続をした記憶が無いとしている。

また、申立人は、申立期間当時、その兄が経営する C 店に勤務していたことから、その兄及び申立人の同僚から聴取したところ、同店の当時の給与額は、申立人の記憶とほぼ一致することから、申立人が免除申請手続をするような経済状況にあったものとは考え難い。

- 4 国民年金手帳記号番号払出管理簿の記載状況から、申立人が昭和 50 年 9 月に結婚して A 市から D 市に転出した後の申立人の台帳移管について、E 社会保険事務所（当時）及び A 社会保険事務所（当時）間で移管及び返戻があった形跡が見られる上、申立人には、A 市で付番された番号のほかに、D 市で任意加入した際に付番された国民年金手帳記号番号があることが申立人の所持する 51 年 11 月から 52 年 3 月までの期間（5 か月）の領収書から確認することができる。オンライン記録上では、A 市で付番された番号の記録しか存在せず、番号が統合処理された形跡は見当たらないことから、行政側の記録管理は適切に行われていなかったものと推認できる。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私は、平成11年3月に大学を退学し、同年6月にA市B区役所で国民年金保険料の免除申請を行った。

国民年金保険料の納付が免除された翌年度である申立期間は、なぜか学生納付特例承認期間と記録されているが、当該期間は学生ではなく、長期の仕事に就くことができ、収入もあったことから、保険料は送付された納付書により郵便局等で納付していた。

申立期間の保険料は間違いなく納付していたことを記憶しているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間直前の平成11年6月から12年3月までの期間は申請免除期間となっており、申立期間は学生納付特例承認期間と記録されているが、申立人は11年3月に大学を退学していることが申立人の所持する退学許可通知書から確認できる上、申立人は申立期間当時、C社に勤務しており、申立人が所持している給与明細及び預金口座の取引明細表等により、毎月25日間前後の夜勤業務（午後10時から翌朝午前8時ごろまで）に従事し、給与は20万円前後であることが確認でき、申立期間は学生ではなかったものと考えられることから、申立期間が学生納付特例承認期間とされていることは不自然であり、行政側の不適切な事務処理があったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は送付された納付書により郵便局等で納付していたと主張しているところ、i) A市B区役所は、前年度の保険料を免除されている被保険者に対し、翌年度分の納付書を年度当初の4月初

めに発送していたこと、ii)平成12年4月から13年2月の保険料は、D郵便局で納付したとしているところ、申立期間当時、同郵便局が存在していたことが確認でき同郵便局での保険料納付が可能であったことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間において、給与が振り込まれた預金口座から、毎月、保険料を納付するに十分な金額が引き出されていることが、同預金口座の取引明細書により確認できることから、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から57年3月まで

私は、昭和55年6月に、それまで勤務していた会社を退職し、同年7月にA市B区役所で国民年金への加入手続を行い、それ以降、定期的に国民年金保険料を納付してきた。

昭和56年12月に結婚して、C市D区に転居し、同市D区役所で国民年金に係る手続をしたことも記憶しており、平成13年2月ごろに、社会保険事務所（当時）で、年金記録を確認した際には、未納は無いとの回答を得ている記憶もあるので、未納とされている申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立人が昭和55年6月にそれまで勤務していた会社を退職した翌月の同年7月に、申立人の旧姓で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、オンライン記録及びE社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出管理簿により確認することができ、国民年金の加入手続だけが行われて、保険料が全く納付されていないことは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、3か月ごとに納付書に現金を添えて納付したとしており、当時の納付単位月数と一致する上、A市B区では、昭和46年4月から国民年金保険料の収納方法は納付書方式であったことが確認できるほか、申立人は、保険料の納付場所について、自宅から近いB区役所で納付していたとしており、当時の同区役所は申立人の自宅から約300メートル（直線距離）の位置にあったことが確認できる。

さらに、i) 申立人は、昭和53年4月から55年6月まで勤務していた会社

を退職した際に支給された退職金は 50 万円以上あったとしており、55 年 12 月から 56 年 12 月までの期間は、F 社に G 職（正職員）として勤務していたことが確認できることから、保険料を納付するに十分な資力があったものとみられること、ii) 申立人は、結婚して C 市 D 区へ転居した後の 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、結婚前に A 市 B 区で納付した上、同年 4 月以降については、H 社に勤務したことから、国民年金保険料を納付したのは同年 3 月までであることを明確に記憶していることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和 53 年 4 月に厚生年金保険に加入後、厚生年金保険、共済年金及び国民年金に加入しているが、それぞれの切替手続を適切に行っている上、国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除き、保険料の未納期間は無いことから、申立人の年金制度に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、実家の父が結婚に反対していたことから、昭和36年12月末から妻の実家に同居し、37年12月に妻の父母と養子縁組をして妻と結婚した。

私の妻によると、地域の国民年金保険料の集金人が来て、私の分の保険料を私の実家に取りに行くとのことであったが、私の妻はその申し出を断り、妻自身、私、養父及び養母の4人分の保険料を納付することとし、それ以降定期的に集金人に保険料を納付してきた。

私の妻は、私たち家族が昭和38年4月に町内で転居した後も地域の集金人に国民年金保険料を納付していたとしており、婿入りしたとはいえ、一家の主となるべき私の保険料だけを納付していないということはありませんので、申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、i) 夫(申立人)が同居した昭和36年12月から、自分が家族の家計を任せ、集金人とのやり取りの末、自分、夫及び自分の両親の保険料は37年4月からその集金人に納付したこと、ii) 申立期間の保険料月額が当時の保険料額である100円であったこと、iii) 集金人は地区の役員で定期的に交代していたことなどを明確に記憶している。

また、A町(現在は、B県C町)の申立人の国民年金被保険者名簿には、納付組織名欄に「D」と記載されており、当時納付組織が存在していたことが確認できる上、申立人の妻が記憶していた集金人は、オンライン記録により、A町D地区に在住していたことが確認できる。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険からの切替手続も適切に行っている上、申立人と同居していたその養父母は、申立期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人、その妻及びその養父母の年金制度への関心及び保険料納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人の実家の家族（実父、実母、実兄及び実姉）は、昭和36年4月から国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後を通じて保険料の未納期間は無いことが確認できることから、申立人が36年*月に20歳に到達した時点で、実家の両親が申立人の国民年金の加入手続をしていたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私の義父が同居家族全員分と併せて、毎年一回、A町農業協同組合の預金口座から振替納付していたはずであり、申立期間について、私の妻のみが納付済みとされており、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和44年*月に国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和58年度以降の保険料納付期間には、前納及び付加納付期間が認められるほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、自分の国民年金保険料は、申立人の亡くなった義父の預金口座から振替納付されたとしているところ、申立人のほか、その義父及び義母の申立期間の保険料は、オンライン記録では未納と記録されているのに対し、申立人の妻の保険料だけが納付済みとされていることは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の義父及び義母の国民年金加入期間には、申立期間を除き保険料の未納期間が無い上、申立期間当時の婚家の家業経営は順調であったと申立人も供述していることから、申立人の妻のみが申立期間の国民年金保険料を納付したものは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

私は、国民年金に加入してから保険料の納付は、私が自分と夫の分を一緒に市役所で納付してきたはずであるが、申立期間の保険料について、夫の分のみ納付済みとされており、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）の特殊台帳（マイクロフィルム）の記録により、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付年月日が確認できる日付けを比較すると、その納付年月日のほとんどは同日であることから、申立人が主張するとおり、保険料は夫婦一緒に納付されていたものとみられる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人及びその夫は申立期間前後の国民年金保険料を納付している上、申立人の夫の特殊台帳の記録により、申立期間に係る国民年金保険料は、昭和58年8月22日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人が自身及び夫の保険料を併せて、申立期間の過年度納付を行ったものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和36年7月1日、資格喪失日に係る記録を37年7月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を38年5月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月1日から37年7月1日まで
② 昭和37年8月1日から同年12月30日まで
③ 昭和38年5月1日から同年9月1日まで

申立期間①について、昭和36年2月にA社を一度退職したが、同年7月に専務と話し合い二度目の入社をしており37年6月末まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②について、昭和37年8月から同年12月末までの約束でC社（現在は、D社）E支社F営業所の代理店であったG社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が実際の勤務期間と違っている。

申立期間③について、A社の社長と話し合い、昭和38年に三度目の入社をしたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年9月1日になっている。

すべての申立期間について、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、i) 申立人はA社で再度勤務することになった時期や経緯について詳細に記憶していること、ii) 当該事業所において、昭和36年5月1日から37年2月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により確認できる者が、「申立人は、私より1か月から2か月後に入社し、私が先に退職した。」と供述していること、iii) 当該事業所において、37年5月25日に同保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる者が、「私が入社した時は、申立人は既に勤務していた。」と供述していること、iv) 申立期間①に厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により確認できる他の同僚も、申立期間①の一部又は全部について申立人が勤務していたことを供述しており、申立人の勤務を否定する事情は見当たらないこと等から判断すると、申立人は、申立期間①において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者18人のうち11人に照会したところ、回答があった8人全員が、「当該事業所には試用期間は無かった。」と述べているとともに、自身の記憶する勤務期間と同保険の被保険者期間はそれぞれ一致している上、このうちの一人は、「昭和36年から37年にかけては、当該事業所の景気が一番良かった時でもあり、工場内で2番目の責任者であった申立人が厚生年金保険に加入していないことは不思議である。」と供述している。

さらに、同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数とオンライン記録により、確認できる厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、従業員のほぼすべてが厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間①より前に当該事業所に勤務していた最初の期間（昭和33年10月1日から36年2月27日まで）については、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該事業所において同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している同年代の同僚の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や厚生年

金保険被保険者資格の喪失届が提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、i) A社において昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることがオンライン記録により確認できる二人の同僚が、「私が退職した時には申立人は勤務していた。」と述べていること、ii) 当該事業所において、同年 6 月 20 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者が、「私が入社した時は、申立人は既に勤務していた。」と述べていることから判断すると、申立人が同年 5 月 1 日には当該事業所に勤務していたことが推認される。

また、申立期間③以前から当該事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚が、前述のとおり、当該事業所には試用期間は無かった旨を述べており、このうちの一人は、「私は社会保険事務の担当をしていたこともあるが、当時は、厚生年金保険にはすぐに加入させるものだという認識であった。」と供述している。

さらに、申立期間③は、申立人の当該事業所における三度目の勤務期間であるとともに、申立人と同じく当該事業所において三度勤務したことがあるとする同僚は、自身の記憶するすべての勤務期間について、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 38 年 9 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「勤務していたのは、C社E支社ではなく、同社の代理店をしていたG社である。研修を受けたことはあるが、H

業務で契約を取ったことは無い。G社では厚生年金保険に加入できないので、G社の社長がそのような手続をしてくれたと思う。」と供述している。

また、D社に照会したが、当時の資料は保管されていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できる資料を得ることはできない。

さらに、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者7人に照会し5人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認できる供述を得ることはできない。

なお、申立人は、「申立期間②当時はG社で勤務していた。」と供述しているが、G社で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、唯一氏名を記憶していた代表者の息子は所在不明であることから、申立人の勤務実態について確認できる供述を得ることはできない上、G社は、オンライン記録により、申立期間②より後の昭和38年9月1日にG社として厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、C社E支社では勤務の実態が無かったことを認めている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（昭和37年5月7日）及び被保険者資格取得日（昭和38年9月27日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和37年5月から同年9月までは9,000円、同年10月から38年8月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月7日から38年9月27日まで

昭和35年7月から46年12月まで、父が経営するA社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。37年ごろにC業務からD業務に変わったが、その後は退社するまで同じ業務に従事していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、当該事業所において昭和35年7月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年5月7日に資格を喪失後、38年9月27日に当該事業所において再度資格を取得しており、37年5月から38年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人のうち、生存及び所在が確認され、申立期間において当該事業所に勤務していたとの供述が得られた者二人、及びオンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が

確認された者5人は、いずれも、「申立人は、A社において申立期間も正社員として継続して勤務しており、途中で退職することは無かった。」と供述しているほか、このうち3人は、「申立人は、当初はC業務に従事していたが、その後はD業務担当となった。」との申立人の供述を裏付ける供述を行っていることから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人及び同僚が、「申立人が事務所勤務となってから申立人と一緒に勤務していた。」と供述する者3人は、いずれも、申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者一人に照会したところ、同人は、「厚生年金保険の加入記録が空白となっている期間も継続して勤務していたが、私は申立人とは異なり、E業務担当であった。」と供述しており、このほかに複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことを踏まえると、当時、当該事業所において、D業務担当として継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年4月及び38年9月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人とほぼ同年齢で同じD業務担当であった同僚のA社に係る37年5月から38年8月までの社会保険事務所の記録により、37年5月から同年9月までは9,000円、同年10月から38年8月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第3種被保険者として届出を行ったと認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第3種被保険者に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和25年5月6日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を24年7月から25年2月までは7,000円、同年3月及び同年4月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月19日から23年1月15日まで
② 昭和24年7月1日から25年5月6日まで

申立期間①は、C社（現在は、D社）E事業所F出張所にG作業員として勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、H作業員となっていた。

申立期間②は、A社B事業所でI課J業務担当として勤務したが、当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、加入記録が無かった。

両申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はC社E事業所F出張所における業務内容について、K業務であったと具体的に供述していることから、申立期間当時、同社でG作業に従事していたと推認される。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の種別欄は

空欄となっており、種別は確認できないが、厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の第3種被保険者として記録されている。

さらに、申立人が所持している昭和55年7月18日付けのL社会保険事務所（当時）の申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の回答書「厚生年金保険被保険者期間について」によると、申立人の申立期間①における当該事業所の厚生年金保険の被保険者種別は、第3種となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所（当時）に届出を行ったと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和23年2月から25年5月5日まで、A社B事業所において、I課J業務担当として勤務し、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、24年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人は、申立人が退職したときに、当該事業所内で行われた会合時に撮影したとされる集合写真を所持しており、この写真には、申立期間②当時に当該事業所における加入記録が確認できる複数の同僚と共に申立人が写っている上、この写真には、昭和25年5月13日の夜に撮影されたことが裏書きされている。

また、上記の写真に写っている同僚のうち二人が、この写真を所持しており、この写真の会合が、申立人の退職及び申立人と共に写真に写っている同僚の結婚を記念して行われたことを供述している上、当該同僚二人は、「会合は昭和25年5月に行われており、申立人は、この会合の数日前に退職している。」と供述し、申立人の主張と符合することから、申立人の申立期間②においてA社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人と同じI課J業務担当に勤務していた同僚3人が、「申立人は、A社に入社してから退職するまで、一貫してI課J業務担当の業務に従事しており、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされる昭和24年7月1日の前後で、業務内容や勤務形態に変更は無かった。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、いずれも申立期間②において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

加えて、当該同僚3人のうち昭和30年から34年まで社会保険の届出事務を担当していた者は「申立人の業務内容などが同じであったことから、厚生年金保険の適用がなくなるような事情は無かったと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和24年6月の社会保険事務所の記録及び申立人と同職種である同僚の社会保険事務所の記録から判断すると、同年7月から25年2月までは7,000円、同年3月及び同年4月は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を 35 年 12 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 21 日から 36 年 1 月 1 日まで
昭和 35 年 4 月 21 日に A 社 B 工場に入社し、平成 13 年 9 月 30 日に退職するまで継続して勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間において、A 社 B 工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 1 月 1 日までの期間については、A 社本社は、当時、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたとしているところ、申立人が所持している同社 B 工場の同年 1 月分の給与明細書から、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 1 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 35 年

12月分及び36年1月分の給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和35年4月21日から同年12月1日までの期間については、申立人が所持する同年5月分から同年11月分までの給与明細書により、申立人が当該期間において、健康保険料又は厚生年金保険料のいずれかの保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるが、いずれの保険料であったかは、当該給与明細書の記載からは明らかでない。

しかしながら、当該保険料の控除額は、申立人の給与総支給額から推計される申立人の当該事業所に係る健康保険組合における健康保険料額とほぼ一致する上、申立人が所持している昭和36年1月分から同年7月分までの給与明細書に記載されている健康保険料控除額ともほぼ同額であることから、健康保険料として控除されたものと推認される。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が名前を挙げた同期入社と同じ職種の同僚も、申立人と同様に当該期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月21日から同年8月21日まで
昭和21年5月17日から46年8月21日までA社B事業所に勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、
申立期間について記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和45年*月*日に当該事業所で発生したガス爆発事故で被災したため、申立期間は当該事業所を休職し、事故による怪我の療養をしていたとしているところ、当時の新聞記事から、申立人が当該事故により重傷を負っていたことが確認できる上、管轄の労働基準監督署の記録から、申立人が、当該事故が発生した3日後の同年*月*日から退職したとする46年8月20日までの期間において、労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付金を受給していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について、当該事業所において休業補償給付金から控除されていたとしているところ、先のガス爆発の被災後も生存した同僚6人のうち、3人が「ガス爆発事故後は、怪我の療養のため休職し、療養期間中は、会社から労働者災害補償保険法に

よる休業補償給付金を受けていた。会社では、療養期間中の厚生年金保険料や社宅費等について、通常の給与の取扱いと同じく、休業補償給付金から控除していた。」と供述しており、申立人の主張と符合する。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と一緒に当該事業所においてガス爆発事故に被災し、事故後も生存した同僚6人は、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1868

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月1日から同年3月1日まで
昭和48年4月から、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されているが、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在職証明書（写し）、社員経歴台帳（写し）、雇用保険の被保険者記録、及びB国民健康保険組合が提出した健康保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和53年3月1日にA社C本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和52年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1869

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月1日から同年3月1日まで
昭和46年4月から、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されているが、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在職証明書（写し）、社員経歴台帳（写し）、雇用保険の被保険者記録、及びB国民健康保険組合が提出した健康保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和53年3月1日にA社C本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和52年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から47年3月まで

私の国民年金については、亡くなった私の父親が、私と家族全員の分を毎年定期的に振替納付してくれていたはずである。私は、昭和43年に婚姻したが、その時点で、私の保険料が他人の分として納付されていたので、47年に亡くなった私の父親がこの誤りを解決したと聞いている。婚姻後は、婚家で納付した。

しかし、ねんきん特別便で申立期間の記録が無いことを知り、驚いた。父母、兄妹の分は納付記録があるのに、私の分だけ納付されていないことはあり得ない。再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親は既に死亡しているため、当該期間における申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の父親及び義父が国民年金保険料を納付していたとするA市農業協同組合（現在は、B農業協同組合）が保管するその父親及び義父の普通貯金元帳の払戻状況を精査したが、記録が残っている昭和41年から46年までの6年間については、申立人の国民年金保険料の納付事実を確認することができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月ごろに払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳、オンライン記録及びA市が保管する被保険者名簿兼検認カードには、共に申立人の資格取得年月日は同年4月1日と記録されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であった

ものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1494

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年3月まで

私が20歳になってからの申立期間の国民年金保険料については、私の母親や兄たちの分と一緒に母親が納めていてくれたと、母親自身から聞いていたので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和52年5月ごろに払い出されたことが推定できるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人は、その母親から申立人の申立期間に係る国民年金保険料を母親が納めてくれていたと聞いた時期は、申立人がA市B区からC市へ転居して来た後の昭和52年1月ごろであるとしているところ、その直後の同年5月に改めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、手帳記号番号が払い出されていることは不自然である。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に死亡している上、申立人自身は加入手続等に直接関与していないことから、申立人の申立期間の保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年3月まで

昭和43年4月ごろ、私の父親が私の国民年金への加入手続をしてくれた上、申立期間の保険料を納付してくれたはずである。49年の私の婚姻時に、父親が国民年金のスタンプが押された領収書の束を夫に渡してくれた記憶がある。その領収書は紛失してしまったが、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、申立人は、昭和43年4月1日に国民年金の資格を喪失して以降、再度加入手続をした形跡は見られないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付はできなかったものと推認される。

また、申立人は昭和49年4月1日にC町に転居し、婚姻後に同町で国民年金への加入手続をしているが、同町の国民年金被保険者名簿兼検認カードにより、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたとする申立人の父親は、既に死亡しており、申立人の申立期間の保険料の納付状況も不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から15年6月まで

私は平成5年8月ごろ、A市B区役所に行き、国民年金への加入とともに国民年金保険料の免除申請の手続を行った。しかし、その後何回も手続についての督促の電話があったので、その都度加入手続を行い、申立期間の免除申請を行っているはずである。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続とともに、国民年金保険料の免除申請の手続を行っていたと主張しているが、オンライン記録により、申立人の基礎年金番号は15年8月25日に20歳到達時にさかのぼって付番処理が行われたことが確認できる。

また、i) 申立人の所持する国民年金手帳には、交付事務所としてC社会保険事務所(当時)、資格取得年月日として平成5年*月*日がそれぞれ記載されていることから、申立人は、C市に住所を異動した15年8月ごろに同市で国民年金の加入手続を行い、そのとき20歳にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得するとともに、C社会保険事務所が年金手帳を交付したことが確認できること、ii) 申立人は、「過去に居住していたA市B区及びD市から、年金手帳の送付及び納付書の送付は無かった。」と供述していること、iii) オンライン記録により、現在付番されている基礎年金番号以外の番号が払い出された形跡が無いことが確認できることから、申立人は、C市に転居するまでは国民年金に加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料の免除申請については、オンライン記録により、平成15年8月4日に初めて申請され、以後毎年継続して免除申請

が行われ承認されていることが確認できる上、申立人と同居していた申立人の父及び姉に、申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の免除申請状況について聴取しても、申立人の主張を肯定するような供述は得られなかった。

加えて、申立人は、「何度手続きと言っても、手続きをしてくださいとの電話が数年置きにあり、その都度手続きを行った。」と供述しており、当時のA市では、20歳到達者への国民年金加入勧奨や国民年金未加入者への加入促進を実施していたことから、申立人にも、国民年金への加入勧奨が行われていた可能性があるが、i) 申立人がC市に転居した後の平成15年7月以降についてはすべて申請免除期間となっていることを踏まえると、免除手続きの簡素化（継続申請）が実施された平成17年度までの間には少なくとも3回は免除申請を行う必要があったこと、ii) 当時の社会保険事務所は申請免除についての勧奨を行っていたこと、iii) 申立人は、「その都度手続きを行った。」と供述していることから、申立人が述べる手続きの督促とは免除申請の手続きに係る勧奨であったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年8月まで

申立期間について、私の夫が、自分自身の国民年金の再加入手続を行った際に、私の被保険者種別変更手続を行ってくれたが、夫婦共に保険料の免除申請を行った記憶は無く、私がA銀行B支店（現在は、C銀行D支店）で夫婦二人分の保険料を毎月併せて納付していた。

申立期間について、保険料申請免除期間とされていること、及び申立期間のうち、平成4年4月から同年8月までの期間について、一緒に納付していた夫の保険料は納付済みとされているのに、自分の保険料のみ免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の夫の国民年金の再加入手続及び申立人の被保険者種別変更手続について、i) 申立人夫婦が所持する年金手帳により、平成3年9月19日に、夫婦一緒にE市F区役所で国民年金の被保険者資格取得日（平成3年8月21日）が同年金手帳に記載されたことが確認できること、ii) オンライン記録により、申立人について、3年10月24日に、申立人の夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失（平成3年8月21日付け）に伴う国民年金第3号被保険者の資格喪失処理が行われていることが確認できることから、そのころに、申立人の夫は、夫婦に係る国民年金の手続を行ったものと推認できる。

また、オンライン記録により、申立人の夫が、申立人夫婦に係る国民年金の手続を行ったものと推認される平成3年9月に、申立期間のうち、同年8月から4年3月までに係る国民年金保険料の免除申請を行い、夫婦共に同年10月に保険料の免除承認処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成3年8月から4年3月までの期間について、

夫婦共に国民年金保険料の申請免除期間である上、申立人の夫は、「申立期間に係る国民年金の再加入手続を行うに当たり、記憶は明確でないが、離職したことを証明するために雇用保険の離職票を持参したかもしれない。また、当時、子供が病気のため通院しており、国から医療費の助成を受けていた。」と供述していることから、当該期間について申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行った可能性を否定できない。

加えて、申立期間のうち、平成4年4月から同年8月までの期間について、オンライン記録により、申立人夫婦がE市に在住していた同年5月25日に、申立人のみ国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できるところ、E市から、「夫婦の一方のみ国民年金保険料の免除申請をすることも可能である。」との回答を得ている上、i) 申立期間のうち、4年8月について、オンライン記録及びG町の国民年金被保険者名簿により、申立人の夫に係る国民年金保険料は、申立人夫婦が同年9月にE市から転居したとする同町で、同年11月11日に納付されたことが確認できるが、申立人については、保険料の申請免除期間であることが確認できること、ii) 申立期間のうち、4年4月から同年8月までの期間について、オンライン記録により、申立人の夫が同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格取得をしたことに伴い、申立人に係る国民年金第3号被保険者の資格取得処理が行われた5年2月23日と同一年月日に、申立人に係る保険料の免除承認処理が行われたことが認められ、その時点においても当該期間の保険料が納付されていなかったものと考えられることから、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

その上、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から54年3月まで

私は、昭和50年9月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料については、送られてきた納付書に現金を添えて毎月、夫（前夫）の分と一緒に納付してきており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、夫（前夫）と同一日の昭和54年8月30日に払い出され、厚生年金の被保険者資格を喪失した50年9月にさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されたものと推認できるが、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち50年9月から52年6月までの保険料は既に時効により納付できない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「夫（前夫）の保険料と一緒に、毎月区役所から送付された納付書に現金を添えて納付していた。」と述べているが、申立期間について、その夫（前夫）も未納となっていることから、申立人の主張内容とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、特例納付（第3回特例納付：昭和53年7月から55年6月まで実施）により、保険料をまとめて納付する必要があるところ、申立人は、申立期間の保険料について、「まとめて納付したことが無い。」と述べていることから特例納付の可能性も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無いほか、納付していた金額及び納付場所も明確ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年11月まで

私は、昭和39年に国民年金に加入して以来保険料を未納無く納めてきた。申立期間の国民年金保険料は、夫の農協の預金口座を利用した口座振替で納付してきたはずである。

未納とされている申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、夫の農協の預金口座を利用した口座振替で納付してきたはずであると主張しているが、申立人及びその夫に聴取しても、申立期間の保険料納付に係る記憶は明確でない上、A農協では、昭和44年から口座振替による国民年金保険料の収納事務を行っていたとする一方、「申立人の夫の預金口座に係る記録は、10年間の保管期限により廃棄済みであるため、申立期間に係る記録は提出できない。」旨回答していることから、申立期間当時の申立人の保険料納付に係る具体的な状況は不明である。

また、B町に保管されている申立人の「国民年金被保険者台帳」により、申立人は昭和46年4月に国民年金の資格(任意加入)を喪失した後、52年12月に国民年金の資格(任意加入)を再取得していることが確認できる上、特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録は、共に申立期間は未加入期間で一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、B町の国民年金被保険者台帳の納付組織欄には、A農協の組合員番号が記載されていることから、同農協の預金口座が国民年金保険料の納付に利用されていたことは推認できるものの、同農協では、「町の指示により保険料の口座振替を行っていた。」旨回答していることから、同町が同農協に対し、

国民年金被保険者として管理されていない申立人の申立期間の国民年金保険料について、口座振替を指示したものととは考え難い。

加えて、申立期間は80か月と長期間である上、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1500

第1 委員会の結論

申立人の平成16年5月から18年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月から18年8月まで

私は、平成16年6月ごろにA社会保険事務所（当時）で、国民年金被保険者資格の再取得手続及び申立期間の免除申請手続をしたはずなのに、申立期間は免除期間とされていない上、未納期間とされている。

申立期間の免除申請手続を行ったことに間違いはないので、免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、免除申請の手続を行うには、3回の手続（1回目：平成16年5月及び同年6月までの期間、2回目：同年7月から17年6月までの期間、3回目：同年7月から18年8月までの期間）を行うことが必要であるが、申立人は、「免除申請手続は、16年6月に行った1回である。」旨供述しており、申立人の供述するような1回の手続で次年度以降も改めて免除申請手続をする必要が無くなった「継続的免除申請方式」が導入されたのは、17年7月以降であることから、申立人の供述には不合理さがみられる。

また、申立人は、免除申請手続時に申請書以外に書類等を提出した記憶は無いとしていることから、失業特例免除申請を行った可能性は考えられないほか、申立人は、社会保険事務所（当時）から免除申請に係る審査結果の通知書を受け取った記憶も無いとしていることから、申立期間当時、申立人が免除申請手続を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料は無い上、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで

私は、国民年金に加入してから、保険料をさかのぼって3万円ぐらい納付していたことを記憶しているのに、申立期間は未納と記録されている。

申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はさかのぼって保険料をまとめて3万円ぐらい納付したと主張していることから、特例納付制度を利用して納付した可能性が考えられるものの、申立人には、さかのぼって納付したとする保険料の納付時期及び納付場所について記憶が無いことから、その保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳（再交付）の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和46年8月に払い出されたことが確認でき、当該手帳に記載された「初めて被保険者となった日」は、その時点から42年*月*日までさかのぼって取得されたものであり、申立人が国民年金に加入したのはこのころであると推認できる上、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の一部は時効によりさかのぼって保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した以降は、さかのぼって納付した保険料以外の保険料は、その母親が納付していたとして、自身は関与していないとしており、申立人の被保険者台帳が、A社会保険事務所（当時）からB社会保険事務所（当時）に移管された時期は昭和49年11月であることから、申立人自身が保険料を納付したのはこの時点以降と考えられ、第2回特例納付（昭和49年1月1日から50年12月31日まで実施）及び第3回特例納付（昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施）により納付することが可能であった

ところ、申立人が納付したと主張する保険料額は、第2回及び第3回特例納付で納付できる保険料額とは一致しない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、C市の国民年金過年度納付記録簿及び社会保険事務所の被保険者台帳の記録にも、申立人が特例納付を行った形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和53年3月に結婚したが健康保険証が無かったため、私の妻が同年4月ごろにA市B区役所で、国民健康保険への加入手続を行った際に、私の妻は私が国民年金も未加入であることを指摘されたことから、昭和51年10月に会社を退職した時点までさかのぼって国民健康保険及び国民年金の保険料額を計算してもらい、それを分割して集金人に毎月納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身の国民年金加入手続及び保険料納付については、申立人の妻が行ったとして関与していないことから、その妻に当時の状況について聴取したところ、その妻は昭和53年4月ごろにA市B区役所で、申立人の国民健康保険への加入手続を行った際に、指摘を受けて申立人の国民年金加入手続を同時に行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者への手帳記号番号払出時期から、同年8月ごろに払い出されたものと推定できることから、申立人が国民年金に加入したのはこのころと推認でき、申立人の妻が申立人の国民年金加入手続を行ったとする時期とは一致しない。

また、申立人の妻は、申立人が昭和51年10月に会社を退職した時点までさかのぼって国民健康保険及び国民年金の保険料額を計算してもらい、それを分割して集金人に毎月納付したとしているところ、A市の過年度納付記録簿及び

オンライン記録により、昭和 51 年度の保険料（6 か月分）が納付済みであることが確認できるものの、A 市では、過年度保険料を収納することは無い上、同市では 50 年 4 月以降は自主納付方式であるとしていることから、集金人に納付していたとする申立人の妻の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人の妻は、申立期間に係る国民年金の月額保険料を 1 万円くらいと回答しているが、当該金額は当時の月額保険料と大きく相違している上、申立人の国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除き未納期間が 167 か月あることが認められる。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
昭和 35 年 8 月ごろにA社に入社し、B業務担当として 37 年 5 月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
入社後 2 か月程度の試用期間経過後の昭和 35 年 10 月から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間中にA社に勤務していたものと推認できるものの、申立人の勤務期間について具体的に記憶している同僚はおらず、申立人の入社時期を特定することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 12 年 11 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

さらに、当時のB業務責任者は「当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入させず、事業主が従業員勤務状況等をみて厚生年金保険の加入の判断を行っていた。厚生年金保険に加入するまでの間は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚で入社時期の供述が得られた 11 人のうち 9 人は、記憶する入社時から相当期間経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間中の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 11 月ごろから 61 年 3 月 31 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日まで

申立期間①は、昭和 60 年 11 月ごろに A 社にアルバイトとして入社し、B 商業施設内の C 店に勤務した。また、申立期間②は、61 年 4 月 1 日に D 社にアルバイトとして入社し、E 商業施設内の F 店に勤務した。しかし、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険に加入していたと思うので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容は、事業主及び複数の同僚が供述する A 社の業務内容と符合するものの、雇用保険の被保険者記録によると、申立期間①における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 10 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は保管する社員名簿には申立人の名前は確認できず、このほかに当時の資料は保存していないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚は、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当時の事業主、二人の取締役及び経理担当者の 4 人は「当時、社員は厚生年金保険に加入させていたが、アルバイトは加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の加入

記録が確認できる同僚9人に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間①当時にアルバイトが厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述も得ることができない上、当該同僚のうち給与事務を担当していたとする者は「厚生年金保険と健康保険組合への加入手続は同時に行っていた。」とすると、当該事業所が加入していた健康保険組合において保管する健康保険の被保険者記録には、申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D社において厚生年金保険の加入記録が確認できる二人は、「F店は、D社の経営する店舗ではなく、G社が経営する店舗であった。」と供述しているところ、商業登記簿謄本によると、G社の当時の代表取締役は、申立人が記憶する事業主の名前と符合する上、当該事業主の妻は「期間の特定はできないものの、当時、申立人がF店にアルバイトとして勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間②中にG社にアルバイトとして勤務していたものと推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、前述の事業主の妻も「厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかった。」と供述している。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は平成18年5月20日に解散しており、当時の事業主も既に死亡している上、事業主の妻も当時の資料は保存していないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について関連資料を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、前述の事業主の妻は申立期間②において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる上、事業主の妻が記憶する当時のアルバイト店員二人に照会したところ、いずれも「社会保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述している。

加えて、雇用保険被保険者記録によると、申立期間②における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、D社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立人が両申立期間に厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月ごろから 42 年 2 月ごろまで
② 昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 2 月ごろまで

A社に採用され、勤務していた申立期間①について、また、B社に採用され、勤務した申立期間②について、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無い。

給与明細書等の証拠書類は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はC業務担当としてA社に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 45 年 5 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られず、連絡も取れない上、申立期間当時に当該事業所で役員をしていた一人に照会したところ、「当時の従業員は 15 人程度であり、私自身もC業務をしていたが、申立人のことは記憶が無い。」と供述しており、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立人は同僚について記憶が無いことから、オンライン記録により、当該事業所において申立期間①に厚生年金保険被保険者の記録のある 8 人に照会し、7 人から回答を得たが、回答のあった全員が申立人を記憶していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の名前は確認できず、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落し

たものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、i) B社における作業内容を鮮明に記憶していること、ii) 申立人の友人が申立人の居住していた当該事業所の寮をあて先として出した手紙の消印が、昭和42年12月27日付けとなっていることから判断すると、申立人が期間の特定はできないが、当該事業所に勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は昭和44年8月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も死亡していることから、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立期間②当時、D職にあった者は、「昭和44年に退職するまで、同郷から集団就職した者に対する給与及び社会保険に関する説明を任されていた。その際、厚生年金保険への加入は、本人の希望が考慮されることを説明し、10人中8人が未加入を希望したと記憶している。」と供述している。

さらに、申立人は同僚について記憶が無いことから、オンライン記録により、当該事業所において申立期間②に厚生年金保険被保険者の記録があり、所在が確認できた15人に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票では申立人の名前は確認できず、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②については国民年金の被保険者となっている上、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

- 3 両申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 41 年 2 月まで

新聞の募集を見て昭和 40 年 1 月に A 社に入社して、41 年 2 月まで勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、事業主に照会したところ、「申立人は、試用期間のある B 業務担当社員として勤務していたと記憶している。申立期間当時、試用期間中は厚生年金保険を適用しておらず、6 か月の試用期間後に、勤務成績等をみて正社員にし、厚生年金保険に加入させていた。試用期間においては、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と供述している。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚 7 人に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった 6 人のうち 3 人が、「申立期間において、申立人と一緒に勤務していたと思う。」と供述しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった上、一人は「入社後 6 か月の試用期間があり、私も、6 か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、A社に在籍中、経理事務を担当していた同僚は、「B業務担当社員については、厚生年金保険の加入に一定の基準を設けており、入社後の勤務成績をみてからこれに加入させていた。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、一方、記号番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 51 年 2 月ごろまで
昭和 50 年 8 月から 51 年 2 月ごろまで A 社に勤務し、B 業務を行っていたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。
公共職業安定所で厚生年金保険等の適用事業所となっていることを確認して入社したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の現在の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務の期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当社で保管している昭和 48 年以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届等を調べたが、申立人の名前は無かったので、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。申立期間当時の賃金台帳が無いため確認できないが、給与から厚生年金保険料を控除するようなことは無かったと思う。」と回答しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時の事業主は高齢のため、供述を得ることはできなかったが、当時の社会保険事務担当者に照会したところ、「B 業務は短期間で退職する者が多かったので、入社後 3 か月間は厚生年金保険に加入させていなかった。また、3 か月を経過した者についても、引き続き勤務してくれるか否かを判断した上で、厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 12 人に照会したところ、5 人から回答があり、このうち B 業務を担当していた一人は、「入社してもすぐ

に辞める者が多かったので、見習期間を設けて、長く勤務してくれる者を厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、上記同僚のうち、本人が入社時期を記憶している二人は、自身が記憶している入社日から7か月から9か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、当該事業所では、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できず、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 26 日から 42 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 42 年 1 月 1 日から同年 6 月 19 日までの期間については加入した記録はあるが、申立期間については加入していた事実は無い旨の回答を受けた。

A 社（現在は、B 社）には昭和 41 年 9 月 26 日から 42 年 6 月 19 日まで継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された「在籍期間証明書」、「臨時工(試用)雇傭稟議書」及び「従業員採用稟議書」から、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社の人事部長は、「当時は、短期間で退職する者も多かったため、3 か月間の試用期間があった。また、試用期間が経過しても、臨時従業員である間は、社会保険関係の資格取得の届出を見合わせていたと思われる。当時の資料は保存していないが、申立期間においては、申立人の給与から厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所(当時)への同保険料の納付は行っていないものと思われる。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、他の一人は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和 42 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者 12 人のうち、生存及び居住先が判明した 7 人に照会したところ、3 人から回答あったが、そのうち

の一人は、「私は、昭和 41 年 9 月 26 日に入社したが、厚生年金保険に加入したのは、42 年 1 月 1 日である。試用期間は 3 か月間あったが、この期間の厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年7月21日まで

A社(申立人は、「B社C支店」と申し立てている。)には昭和51年10月から継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を承継するD社C支店は、「申立期間当時の資料は残されていない。」と回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は当該事業所に入社する際に同社営業課長を紹介され、また、同社の所長が父親の知人であったと申し立てているところ、これらの者の氏名を特定することができない上、申立人から名前の挙がった8人の同僚に照会したところ、そのうち4人から回答があり、これらの者のうち申立人を覚えていた者は3人であったが、いずれの者も、「申立人の勤務期間については分からない。」と回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、上記同僚のうち一人は、「事業所側から3か月間の試用期間があると説明された記憶があり、このため、入社後しばらくの間は厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。当時は2か月か3か月で辞めてしまう者も多く、厚生年金保険に加入していない者もいたことは考えられる。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及

び連絡先が判明した3人に照会したが、すべての者から回答が得られなかったため、申立人の勤務状況等についての供述を得ることができない。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月 25 日から 39 年 3 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額の計算には算入されないとの回答があった。
脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が記載されているページとその前後 16 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年の前後 2 年間（昭和 37 年から 41 年まで）に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する 36 人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、32 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 30 人は資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 5 月 19 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について、申立期間の加入記録が確認できない。昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日ごろまでA社B営業所に勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間中にC社を退職した者が経営していたA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録において、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、所在地を管轄する法務局に照会したが、当該事業所名による商業法人登記は見当たらないほか、申立人が名前を挙げた当該事業所の経営者及び同僚二人については、経営者及び同僚のうちの一人は既に死亡していること、それ以外の同僚一人については連絡先が判明しないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、当該事業所が所在していた地域を現在管轄しているC社D支店に照会したところ、「申立人が在籍していた形跡が無い。」との回答であった。

さらに、A社B営業所及びE社F営業所は経営者が同一であったとされていることから、E社F営業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、生存及び連絡先が判明した5人に照会したところ、3人から回答があり、そのうち二人は申立人がA社B営業所に勤務していたことを記憶していたが、申立人の厚生年金保険の適用状況についての供述は得られなかった。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 10 日から 61 年 8 月 10 日まで

申立期間は、A 社会保険事務所(当時)発行の厚生年金保険被保険者期間回答書に記載されているとおり、B 社に C 職として継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する人事記録、退職者名簿、出勤簿、昭和 58 年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び傷病手当金請求書の記録から判断すると、申立人は、昭和 53 年 6 月 1 日から 58 年 8 月 9 日までの期間について、当該事業所に勤務していたことが確認できるが、申立期間に勤務していたことは確認できない。

また、当該事業所は、「当社が保管する申立人に係る昭和 58 年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び出勤簿並びに傷病手当金請求書の記録により、申立人は病気のため同年 4 月 14 日以降は休職し、傷病手当金の請求を行っていた。また、賃金台帳の同年 8 月分以降には社会保険料の個人負担分の金額が記載されていないことから、申立人は同年 8 月中に退職し、当社は申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失手続きを行ったと考えられるため、申立人の申立てに係る届出は行っておらず、保険料も納付していない。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が病気のため昭和 58 年 4 月 17 日から同年 8 月 9 日までの期間について傷病手当金を受給したことが記載されている。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年

金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会したところ、回答があった3人のうち2人は共に、「申立人の名前に記憶は無く、勤務していたか否かは分からない。」と述べており、他の一人は、「私は昭和57年10月からB社A営業所で常勤C職として勤務し、入社時から申立人とD県E局の業務を担当していたが、申立人は私が退職した59年4月よりしばらく前に当該事業所を退職した。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人が所持していたA社会保険事務所発行の厚生年金保険被保険者期間回答書には、申立期間に係る記録が記載されているものの、同回答書の交付日は昭和53年7月27日と記載されていることから、同社会保険事務所が、交付日以後の期間について厚生年金保険被保険者期間の証明を行ったとは考えられず、同回答書は真正な資料として認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1880 (事案 673 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 11 月 8 日から同年 11 月 30 日まで
③ 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 52 年 6 月 30 日から同年 10 月 30 日まで

前回の申立てについて、年金記録の訂正は行わないとの通知を受けたが、A社(現在は、B社)及びC社(現在は、D社)については、事業所により勤務の月数が故意に操作されているものであり、認めることができない。厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)の記録により、A社は昭和 38 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それまでは厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できること、ii) 当該事業所に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、iii) 申立人は同僚の名前を記憶していないため、社会保険事務所の記録から、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者に照会したものの、申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、iv) 申立人が、自分が勤務する以前から当該事業所に勤務していたとする申立人の父は、社会保険事務所の記録によると、39 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それまでは、厚生年金保険に加入していないことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 13 日付け年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「事業所が勤務の月数を操作し、不正を行った。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料、情報とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③及び④に係る申立てについては、申立人の上司であった者の供述により、勤務の始期は特定できないが、申立人が申立期間③の期間中から当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、i) D社に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 前述の申立人の上司及び社会保険事務所の記録により申立期間③及び④の期間中に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の者が、「E職は、業務成績による歩合給の社員であり、入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、業務成績が良くなった段階で厚生年金保険に加入する取扱いを行っていた。また、成績が下がれば厚生年金保険の被保険者資格を喪失する取扱いを行っていた。このため、申立人は、自身が記憶する入社時期から退社時期までの期間と厚生年金保険の加入期間が異なっているのだと思う。」と述べていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「事業所が勤務の月数を操作し、不正を行った。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料、情報とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1881 (事案 1296 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
② 昭和 26 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
③ 昭和 27 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
④ 昭和 28 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑤ 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑥ 昭和 30 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑦ 昭和 31 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑧ 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑨ 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで

昭和 25 年から 34 年の毎年 5 月 1 日から 12 月 6 日までの期間について、A 町 (現在は、B 市) C 事業所において D 業務に従事した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について、昭和 32 年の期間は加入記録が確認できるものの、その他の年の期間については加入記録が確認できない。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中において、A 町 C 事業所に勤務していたことは推認できるが、i) 当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になり、34 年 1 月 2 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①から⑦まで及び⑨は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できること、ii) 当時の事業主は既に死亡している上、E 県 F 局の資

料によると、当該事業所は、48年7月2日に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、iii) 申立人は、当該事業所で一緒に勤務した同僚3人の名前を挙げているが、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録によると、このうち申立人と同職種であった同僚一人は、当該事業所における厚生年金保険の加入は、申立人と同じ昭和32年度の一部の期間のみとなっており、すべての申立期間において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、残りの同僚二人についても、申立期間のうち、申立期間①から⑦まで及び⑨について、厚生年金保険に加入した形跡が無いこと、iv) これら同僚3人のうち、事務担当の同僚二人は既に死亡しているため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない上、残りの申立人と同職種の同僚一人からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる供述は得られないこと、v) 健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できるその他の同僚12人に照会し、このうち10人から回答を得たが、これら同僚は、いずれも申立人と同じ期間雇用員として当該事業所に勤務していたとしているが、厚生年金保険の加入は、申立人同様、32年度の一部の期間のみとなっており、すべての申立期間において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、これらの同僚からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる供述は得られなかったこと、vi) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を同一年度中に取得及び喪失している期間雇用員とみられる被保険者は55人確認できるが、これらはいずれも申立人と同じく32年度についてのみ被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、期間雇用員について32年度についてのみ厚生年金保険に加入させ、翌年度以降は、厚生年金保険に加入させていなかったものと推測されること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、G青年団長名の昭和25年1月19日付け感謝状、H郡I土功組合長名の昭和25年9月10日付け感謝状、J市農業協同組合長とK農業協同組合長連名の昭和37年9月12日付け感謝状、L大会感謝状及び当該事業所の職員等と共に撮影した写真を提出し、「申立期間について年金記録を訂正してほしい。」との主張をしているが、これは上記理由による委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料、情報とまでは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料、情報は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月ごろから同年12月ごろまで

申立期間は、A事業所で臨時職員としてB業務に従事していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する履歴書及び申立内容から判断すると、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人も、申立期間当時、当該事業所には事業主と事務員及び申立人の3人のみが勤務していたと供述していることから、当時の厚生年金保険の強制適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられる。

また、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名字しか記憶していないため、この者を特定することができず、事業主も所在が確認できないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所は、商業登記簿謄本によると昭和45年12月17日に解散しているところ、理事らの所在は確認できず、清算人も既に死亡しているため、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 8 月 2 日まで

昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで、A社B営業所に勤務し、C業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。その後、同社に再度短期間勤務したが、当該期間については同保険の加入記録があるので、申立期間について加入記録が無いのはおかしい。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、A社B営業所の開設の経緯に係る供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成 7 年 1 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役であった者に照会したものの、回答は得られず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 6 人に照会したところ、回答があった 3 人のうち、当該事業所で社会保険事務を担当していたとの供述が得られた者は、「A社は、当初は社会保険に加入しておらず、私が社長に進言して、昭和 63 年 4 月から加入するようになったが、当時はB

営業所など地方の営業所の従業員は厚生年金保険には加入させていなかった。C業務担当の者は出入りが激しく、社会保険に加入するより業務成績を上げて給料をたくさんもらった方がいいという者が多かったため、本社やD営業所の者でも加入させない者がいた。その後、地方の営業所の従業員も社会保険に加入させるようになった。厚生年金保険に加入させていない期間について、同保険料を給与から控除することは無い。」と供述している上、当該3人は、いずれも自身は本社勤務者であったと供述しており、申立期間において、地方の営業所勤務者で厚生年金保険に加入していた者は確認できなかった。一方、当該3人のうち1人は、「当時、本社の内勤の社員だけで30人ぐらいいた。」と供述しており、他の一人は、「従業員数は、本社が約20人、E営業所、F営業所、G営業所がそれぞれ約10人であった。」と供述しているほか、別の一人は、「従業員数は、全国の営業所で400人ぐらいと聞いたことがある。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、当該事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者数は19人から35人であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員のすべてを同保険に加入させていたものではなく、B営業所等地方の営業所に勤務していた者について厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入するとともに、申立期間のうち昭和63年4月から平成元年3月までの期間は同保険料の免除申請を行っていることが確認できるほか、同年4月から2年7月までの期間はその保険料をすべて納付していることが確認できる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 28 日から同年 5 月 3 日まで

昭和 45 年 3 月 3 日から同年 5 月 3 日まで、A 県 B 市にあった C 社に勤務し、D 業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には妻と共に勤務し、妻には申立期間の加入記録があるので、自分も同じ記録のはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、C 社は平成 16 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役であった者も既に死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち 1 人は所在が不明であるほか、他の一人は照会したものの回答が得られず、別の一人は、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない上、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の妻は、自身の入退社日を記憶していないほか、「申立人とは食事は同じ場所でとっていたが、申立人の勤務場所及び仕事の内容は自分とは異なっていた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 25 人に照会したところ、回答があった 14 人のうち、申立人が勤務していたとする A 県

B市の工場に勤務していたとの供述が得られた4人は、いずれも「申立人については知らない。」と供述しており、ほかに申立人が昭和45年5月2日まで当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、企業年金連合会が保管するE厚生年金基金（当時は、C社厚生年金基金）の加入員台帳によると、申立人の加入員資格喪失日は昭和45年4月28日であることが確認でき、これは、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と合致する。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和45年4月20日であることが確認でき、申立期間に係る同保険の加入記録は無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として第4種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月21日から同年12月18日まで
② 昭和57年7月31日から同年8月23日まで
③ 昭和60年9月30日から同年10月9日まで

昭和56年7月にA社を退職してすぐに、厚生年金保険第4種被保険者資格の取得手続を行い、平成元年6月まで同保険料を継続して支払っていたが、各申立期間について厚生年金保険第4種被保険者としての加入記録が確認できない。

各申立期間について厚生年金保険第4種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、厚生年金保険第4種被保険者原票によると、同保険第4種被保険者の資格取得日は昭和56年12月18日であることが確認できるところ、申立人が保管する厚生年金保険第4種被保険者資格取得申出受理通知書によれば、申立人の資格取得日は同年12月18日と記載されているとともに、社会保険事務所（当時）による受付印の日付も同日となっている上、資格取得日の選択欄においても、「この申出書が受理された日」が選択されたことが確認できることから、申立人は、同日をもって資格取得日としたものと認められる。

2 申立期間②については、厚生年金保険第4種被保険者原票によると、申立人は、同保険料を期限内に納付しなかったことにより昭和57年7月31日に同保険第4種被保険者資格を喪失した後、同年8月23日に再度資格取得したことが確認でき、当該記録に訂正等が行われた形跡は無い上、第4種被保険者の資格取得日は、最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日あるいは被保険者の資格を喪失した日から6か月以内の申出があった日のいずれ

れか一方を選択できることとされているところ、当該取得日は6か月以内となっていることから判断すると、申立人は、申出日をもって資格取得日としたものと考えられる。

- 3 申立期間③については、厚生年金保険第4種被保険者原票によると、申立人は、同保険料を期限内に納付しなかったことにより昭和60年9月30日に同保険第4種被保険者資格を喪失した後、同年10月9日に再度資格取得したことが確認でき、当該記録に訂正等が行われた形跡は無い上、第4種被保険者の資格取得日は、最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日あるいは被保険者の資格を喪失した日から6か月以内の申出があった日のいずれか一方を選択できることとされているところ、申立人が保管する厚生年金保険第4種被保険者資格取得申出受理通知書によれば、申立人の資格取得日は同年10月9日と記載されているとともに、資格取得日の選択欄においても、「この申出書が受理された日」が選択されたことが確認できることから、申立人は、同日をもって資格取得日としたものと認められる。

なお、厚生年金保険法（昭和60年改正前）第17条により、第4種被保険者は、厚生年金保険被保険者期間が20年に達したときは、第4種被保険者としての資格を喪失することが定められているところ、オンライン記録によれば、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付し、厚生年金保険被保険者期間が20年に達した平成元年6月1日に当該資格を喪失した後、21年12月11日に別の厚生年金保険記号番号で管理された申立人に係る47か月の厚生年金保険被保険者期間が判明した結果、申立期間③前後の昭和60年6月1日から同年9月30日までの期間及び同年10月9日から平成元年6月1日までの期間の厚生年金保険第4種被保険者期間に係る記録が取り消されたことが確認できる。

- 4 各申立期間について、申立人が第4種被保険者として、厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる領収書等の資料は無い上、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として各申立期間に係る第4種被保険者保険料を納付していたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1886

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月から 32 年 7 月 5 日まで
昭和 31 年 11 月ごろから 32 年 7 月 5 日まで、兄の友人が所長をしていた A 社 B 出張所に勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入期間が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 省 D 局が保管する申立人に係る人事記録及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所では、「昭和 60 年代に本社事務社屋が雪害により倒壊し、その時に書類等は全部廃棄されたと思われ、当時の資料は保存されていない。当時の会長、社長、事務担当者も既に死亡している。このため、申立人の勤務実態等について、分からない。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務した同僚 9 人の名前を挙げているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、このうち 5 人は当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できるものの、これら同僚の業務内容は、所長、事務担当及び E 職等となっており、申立人と同じ F 職の同僚はいない上、申立人と同じ F 職で同年齢の同僚一人を含む残り 4 人は、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

さらに、申立人は、「給与は日給制であったものの、正社員として採用されており、厚生年金保険に加入していた。」と申し立てているが、申立人の兄の

友人で、申立期間当時、A社B出張所長であった同僚は、「正社員は、月給制であった。」と供述しており、申立人の主張と符合しない。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚7人に照会し、このうち5人から回答を得たが、申立人の名前を記憶している者はいないことから、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 27 日まで
② 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 7 月 30 日まで

申立期間①は、A社に勤務し、作業中に機械で親指を折るけがをして通院した際、健康保険証を使った記憶がある。また、申立期間②はB社（現在は、C社）でD職として勤務していた。

しかし、両申立期間において厚生年金保険に加入していた記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同社の所在地を管轄している法務局に商業登記簿謄本の記録も無い。

また、オンライン記録によると、当該事業所と類似する名称の厚生年金保険適用事業所として、「E社」、「F社」及び「G社」の3事業所があることが確認できるが、いずれの事業所も申立期間①当時に適用事業所であった記録は無い上、申立人が申し立てている住所地に所在していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は当時の事業主の名前を記憶していない上、申立人が記憶している同僚3人のうち2人は、名字のみの記憶であるため個人を特定することができず、他の一人も、オンライン記録によると、当該事業所及び上述の類似する3事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた記録が無いことが確認できる。

加えて、申立人に当該事業所における雇用保険の加入記録が無い。

その上、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、C社では「申立期間②当時の資料は破棄したため、申立人がB社に勤務していたか否かについては不明である。当時、採用して3か月程度は試用期間があり、その後正社員となった者と、これとは別に、給与が日払いの者がおり、試用期間中の者と日払い給与の者は厚生年金保険には加入させていなかったと聞いている。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚4人は、全員名字のみの記憶であったが、このうち、一人は申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できたため、当該同僚に申立人の申立期間②当時の勤務状況について確認したところ、「申立人の記憶は無い。」と供述しており、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった（他の3人については、一人は既に死亡しているため確認することができず、二人は所在確認ができなかった。）。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、所在が確認できた同僚7人に対し、申立人の当該事業所における勤務状況について照会したところ、回答があった5人全員が「申立人の記憶は無い。」と供述しており、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、申立人に当該事業所における雇用保険の加入記録が無い。

その上、申立人が申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。